

中国 CCC 強制的製品認証の目録外登録申請について

【CCC 強制的製品認証マークについて】

中国 CCC の「強制的製品認証管理規定」(AQSIQ 第 117 号、2009, 7, 3) の第 2 条には、以下のことが規定されています。

「国家の安全を保護し、詐欺行為を防止し、人間の生命と安全、動植物の生命と安全、及び環境を保護するため、国家が特定した関連製品に対し、製品認証（以下強制的製品認証とする）を取得しなければならない。強制的製品認証マークを表示した後でなければ、これらの製品は工場から出荷、市場での流通及び輸入されてはならない。また、いかなる商業目的で使用されることも許されない。」

このように、CCC 強制的製品認証の対象になる製品については、CCC 強制認証を取得し CCC マークを表示することが義務付けられています。したがって、対象ではない製品については認証を取得し CCC マークを付けることができません。

しかし、製品のなかには非常に判断の難しいものがあり、例えば HS コードでは CCC 強制認証の対象と思われるが、製品の仕様を CCC 強制認証の基準に照らし合わせると対象外になってしまうものもあります。その場合にそのまま輸出してしまうと、中国側の税関では製品の HS コード及び外観で CCC 強制認証の対象かどうか判断されることが多いために、通関できないなど通関時のトラブルが発生することがあります。

そのような状況を未然に防ぐ方法としては、以下の 2 つの方法が考えられます。

- 1) CCC 強制的製品認証の目録外登録申請を行なう。
- 2) CQC 任意認証の対象になる製品であれば、CQC 任意認証を取得する。（この方法は、出荷量が多い場合や継続的な出荷が予想される場合には有利ですが、認証の取得費用が高くつくために、少量の出荷には不向きです。）

以下、CCC 強制的製品認証の目録外登録申請について説明いたします。

【目録外登録申請について】

目録外登録とは、中国に輸出しようとする製品が CCC 対象外の製品であることを予め確認し、その結果をもって目録外製品のリストに登録することにより、中国の税関での審査を迅速・確実に行うことを目的としています。

ここでは、この目録外登録申請に必要な事項を説明致します。

目録外登録申請では、大きく分けて簡易確認段階と申請段階の 2 つの段階があります。

- 1) 簡易確認：目録外登録が可能かどうかの判断をさせていただきますので、以下の情報が必要です。
 - ・製品名
 - ・定格値及び仕様の分かるもの
 - ・適用規格
 - ・製品の HS コード

2) 申請段階：簡易確認段階で目録外登録申請が可能と判断された場合に、本申請を行ないます。

《目録外登録申請に必要な書類》

1. 申請社名：
2. 請社の紹介（会社の規模、経営内容の概要等）：
3. 目録外製品輸入する詳細な理由：
4. 製品名：
5. 製品の HS コード：
6. 型番及び輸入予定の数量：
7. 通関書類或いは輸入通関予備書類コピー： 輸入取引契約書コピー、貨物引渡書のコピー
8. 船積帳票：Commercial Invoice、 Packing List、Waybill 等のコピー
9. 技術資料（例：第 3 者機関の試験レポート）或いは製品の説明書、製品の写真、カタログ、図面等
10. 過去申請した履歴があれば、その確認証明の番号：
11. 申請社の登記簿コピー
12. 申請提出先：
13. 各通関予定地税関一「出入境検閲検疫局」、但し、当該業務を行っていない税関もありますので、事前に確認する必要があります。
14. 申請時間：資料提出後 1 週間前後
15. 有効期限：1 ヶ月～3 ヶ月（製品により異なります。）

【費用】

申請費用：63,000 円（税込み）

複数申請の場合：2 件目から 25,200 円（税込み）

【申請の流れ】

簡易確認：目録外であることの簡易な確認

ステップ 1：上記申請に関わる資料は、申請代行依頼書と一緒に JET へメールで連絡

ステップ 2：受理後、JET から作成した申請書類及び代行請求書を発行し、依頼者に連絡

ステップ 3：現地申請社の捺印をした申請書を JET 指定の中国窓口 CCIC へ提出する。不足情報の有無を確認

ステップ 4：入金確定後、通関予定地の管理局（CIQ）若しくは CNCA へ申請を提出（申請を提出してから許可日まで、通常 1 週間前後）

ステップ 5：【目録外登録通知書】電子データを発行（有効期限は：1 ヶ月～3 ヶ月）

申請終了

なお、申請のお申込みや詳細等についてのお問合せは、以下の国際業務担当グループまでお知らせください。

財団法人 電気安全環境研究所
東京事業所 国際業務担当グループ
〒151-8545 東京都渋谷区代々木 5 丁目 1 4 番 1 2 号
TEL：03-3466-9818
FAX：03-3466-6622
URL：http://www.jet.or.jp E-mail：kokusai@jet.or.jp

以上